

附属機関の名称

燕市法令遵守審査会

設置の目的

公益通報及び不当要求行為等に関する調査及び審査を行うため。

所掌事務

- (1) 燕市職員の法令遵守の推進等に関する条例第 10 条に規定する公益通報に関する調査及び審査
- (2) 燕市職員の法令遵守の推進等に関する条例第 14 条に規定する不当要求行為等に関する調査及び審査

委員構成

審査会は、委員 3 人をもって組織する。

任期

2 年（令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで）

委員名簿

令和 7 年 8 月 1 日現在

委員	鶴巻 克恕	弁護士
委員	今本 啓介	新潟大学法学部教授
委員	五十嵐 てる子	司法書士

（順不同、敬称略）